



食文化創造都市

鶴岡

City of Gastronomy  
TSURUOKA

令和4年度版

# 農業経営に役立つ 税制パンフレット

鶴岡市農林水産部農政課

## 【はじめに】

農業経営者の皆様が、更なる農業経営の発展に向けて活用可能な公的支援には、国・県・市町村の補助事業がありますが、加えて、税金を減免する**税制優遇措置も有効な支援制度**です。

本パンフレットでは、**機械・施設等の導入**や**従業員の給与向上**、**経営継承**等をお考えの農業経営者の皆様が活用できる、主な国（農林水産省・中小企業庁）の**税制優遇措置をまとめています**ので、農業経営の発展の一助となれば幸いです。

## 【目次】

### 1 機械・施設等の導入を行う方

- 農業経営基盤強化準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 中小企業経営強化税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 中小企業投資促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備に係る固定資産税の軽減措置・ 4
- 輸出事業用資産の取得に係る割増償却・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- みどり投資促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 農協等が共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例・・・・・・・・ 7
- 農協等向け新規就農者税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 2 従業員の給与アップや研修強化を行う方

- 中小企業向け賃上げ促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 3 経営資産の贈与／相続を行う方

- 農地に係る贈与税／相続税納税猶予制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 個人版事業承継税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 法人版事業承継税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12



# 農業経営基盤強化準備金

## 制度概要

- ① 農業経営基盤強化準備金として積み立てた**積立額を必要経費（法人は損金）に算入**できます
- ② 準備金を取り崩したり、受領した交付金を用いて機械等を取得した場合、**圧縮記帳**できます

## ■対象となる農業者

青色申告を行いかつ**人・農地プランの中心経営体**である**認定農業者**または**認定新規就農者**

## ■支援内容

経営改善計画等に従って、

- ① 対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、**積立額を必要経費に算入**（法人は損金算入）
- ② 取崩した準備金や、受領した交付金を用いて、**農用地、農業用の建物・機械等を取得**した場合に**圧縮記帳**

## ■対象となる資産

対象資産	備考
農用地（農地、採草放牧地）	基盤法第4条第1項第1号に定めるもの
建物（建物付属設備）	農振法の農業用施設用地に限る
構築物	—
設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）	パワーショベル、ブルドーザーなどの自走式作業用機械も対象

※ いずれも農業用のものに限る

※ トラックやフォークリフトなどの車両や中古品は対象外

## ■対象となる交付金

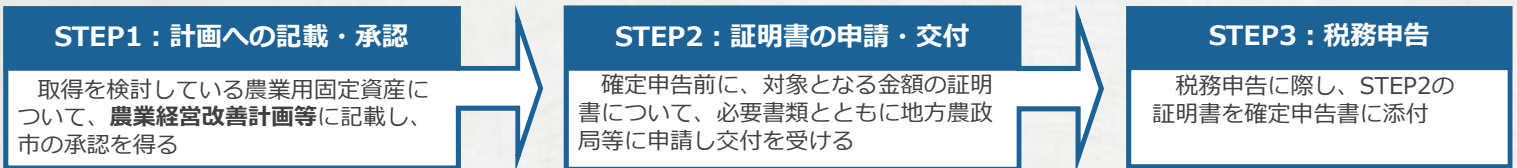
経営所得安定対策の交付金

- ・畑作物の直接支払交付金
- ・米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金

水田活用直接支払交付金

※ 水田リノベーション助成、R3補正事業の水田リノベーション事業は積立の対象外

## ■活用方法



## ■活用の効果

①**積立時** 交付金収入200万円を準備金として積立て

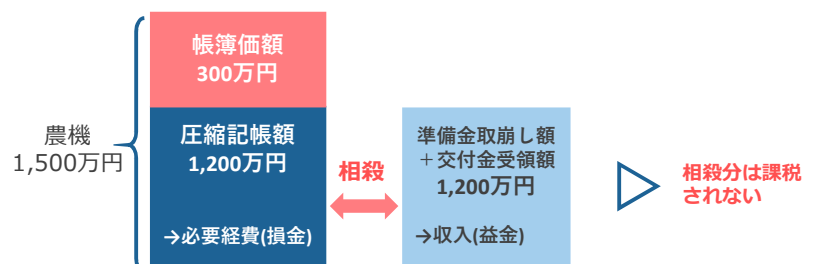
(単位: 万円)

	適用の有無	
	あり	なし
農業収入合計金額(A)	1,000	1,000
うち農産物販売額	800	800
うち交付金収入金額	200	200
必要経費金額(B)	700	500
うち農業経営費等		500
うち <b>農業経営基盤強化準備金繰入額</b>	<b>200</b>	<b>0</b>
課税対象所得金額(C(A-B))	<b>300</b>	<b>500</b>
税額(C×所得税率)	<b>約20万円</b>	<b>約57万円</b>

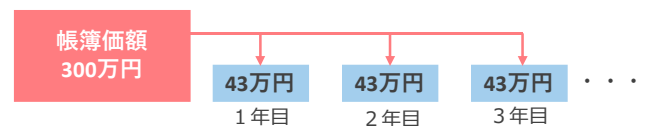
準備金の損金算入で、課税所得が低くなり、**約37万円の節税効果**が発生（所得税）

※ 農外所得、各種控除はないと仮定し、単純化して試算

②**資産取得時** 準備金1,000万円と交付金200万円を用いて、1,500万円の農業用機械を購入



③**取得後** 固定資産の帳簿価額を300万円として、減価償却



圧縮記帳した1,200万円分は減価償却費に計上できなくなるため、**課税所得は増加**

## ■お問い合わせ

東北農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 TEL: 022-263-1111 (内線4070)

# 中小企業経営強化税制

## 制度概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、生産性向上等に資する機械装置等を導入する場合、**即時償却**または**10%の税額控除**が適用されます

## ■対象となる者

- ① 常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**（農業者含む）
- ② 資本金（もしくは出資金）が**1億円以下の法人**
- ③ 資本金（もしくは出資金）を有しない法人のうち常時使用する従業員数が**1,000人以下の法人**  
※ 農業協同組合、農事組合法人は対象外

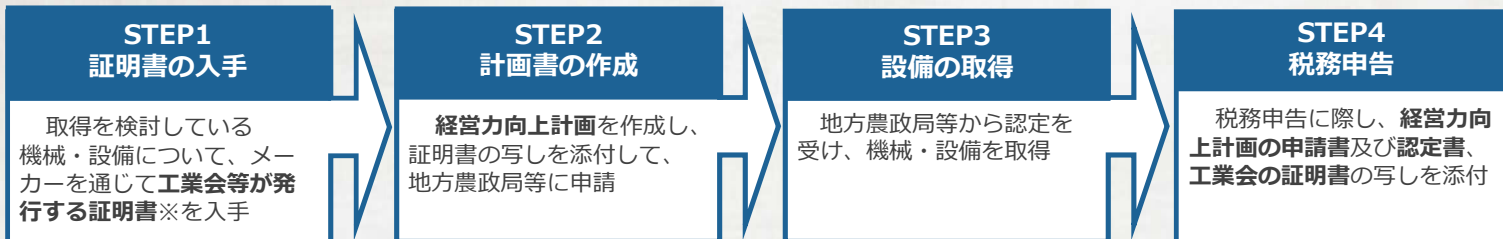
## ■支援内容

所得税（法人税）について、**即時償却**または**取得価額の10%の税額控除** ※  
※ 資本金または出資金3,000万円超、1億円以下の法人は7%  
※ 税額控除は当該年度の所得に対する所得税（法人税）の20%が上限

## ■対象設備

類型	設備要件	確認者	対象設備（共通）	その他要件（共通）
A	生産性が旧モデル比で、年平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成する
B	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上）	・国内への投資である ・中古・貸付資産でない
C	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	経済産業局	建物付属設備（60万円以上）	等
D	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上）	

## ■活用方法（A類型の場合） ※類型によって申請の流れは異なる



※ 生産性向上要件等を満たしていることを証するもの

## ■活用の効果（例） 1,000万円の機械装置の購入設置で、10%の税額控除を選択

1,000万円 × 10% = **最大100万円控除**

## ■適用期間

R5.3.31までに対象設備を取得

## ■お問い合わせ

〈税制について〉 中小企業税制サポートセンター TEL：03-6281-9821  
〈経営力向上計画について〉 東北農政局 食品企業課 TEL：022-221-6146

# 中小企業投資促進税制

## 制度概要

新品の機械等を購入した場合、通常の減価償却に加えて、**取得額の30%の特別償却**または**取得額の7%の税額控除**が適用されます

## ■対象となる者

- ①常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**（農業者含む）
- ②資本金（もしくは出資金）が**1億円以下の法人**
- ③資本金（もしくは出資金）を有しない法人のうち常時使用する従業員数が**1,000人以下の法人**

※ 農業協同組合、農事組合法人も対象

## ■支援内容

所得税（法人税）について、**30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除**（※）

- ※ 資本金または出資金3,000万円超の中小法人（農業協同組合除く）の場合は税額控除の選択は不可
- ※ 税額控除は当該年度の所得に対する所得税（または法人税）の20%が上限

## ■対象設備

設備	最低取得価額等	その他要件（共通）
機械装置	160万円以上	・中古、貸付資産でない
測定工具及び検査工具	120万円以上または 30万円以上かつ複数台計120万円以上	
ソフトウェア	70万円以上または 複数合計70万円以上	
普通貨物自動車（トラック等）	車両総重量3.5 t 以上	

## ■活用方法

**確定申告書等に必要事項を記載**し、最寄りの税務署に申告

## ■活用の効果

（例）1,000万円の機械装置を購入設置で7%税額控除を選択

1,000万円 × 7% = **最大70万円控除**

## ■適用期間

R5.3.31まで

## ■お問い合わせ

最寄りの税務署まで（鶴岡税務署 TEL：0235-22-1401）



# 先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備に係る固定資産税の軽減措置

## 制度概要

中小企業者等が適用期間内に、市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、**当該設備に係る固定資産税が軽減**されます

## ■対象となる者

- ①常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**（農業者含む）
- ②資本金（もしくは出資金）が**1億円以下の法人**
- ③資本金（もしくは出資金）を有しない法人のうち常時使用する従業員数が**1,000人以下の法人**

※ 農業協同組合、農事組合法人は対象外

## ■支援内容

生産性を高めるための設備等を取得した場合、**対象資産の固定資産税課税標準額が3年間ゼロ**

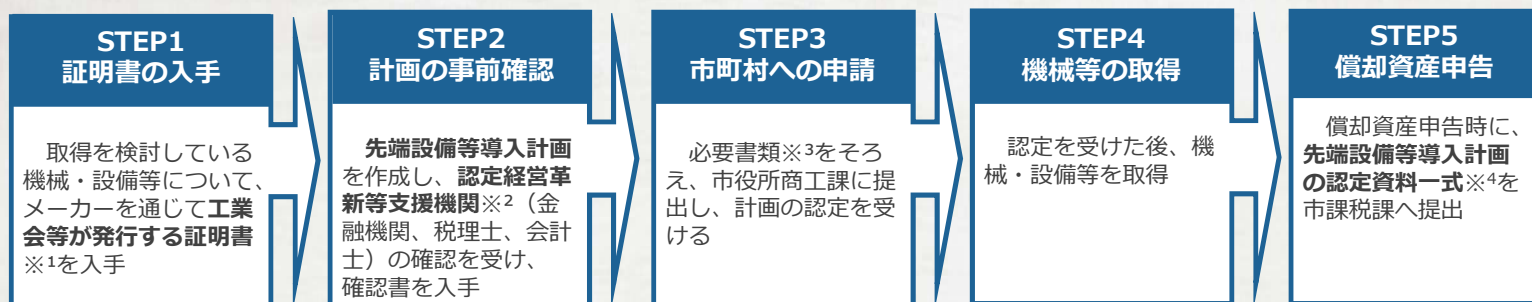
## ■対象設備

**先端設備等導入計画**※に位置付けられたもので、一定期間内に販売され、かつ、**生産性向上に資する指標**が旧モデル比で**年平均1%以上向上**する以下の設備等が対象

※ 設定した計画期間（3～5年間）内に、生産性向上の目標値（年3%以上（計画年数×3%以上））を達成する必要がある

設備	最低取得価額	販売開始時期	その他要件
機械装置	160万円以上	10年以内	・生産、販売活動等の用に直接供される
工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物付属設備	60万円以上	14年以内	・中古資産でない
構築物	120万円以上	14年以内	・償却資産として課税されるもの
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの		

## ■申請の流れ



※1 生産性向上要件等を満たしていることを証するもの

※2 中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業支援機関等

※3 必要書類については市ホームページから確認して下さい

※4 明細書摘要欄に「特例有」と記載して下さい

## ■適用期間

R5.3.31まで

## ■お問い合わせ

〈税制について〉	中小企業税制サポートセンター	TEL : 03-6281-9821
〈先端設備等導入計画について〉	鶴岡市役所 商工課	TEL : 0235-25-2111 (内線593)
〈償却資産申告について〉	鶴岡市役所 課税課	TEL : 0235-35-1178

# 輸出事業用資産の取得に係る割増償却

## 制度概要

輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、**5年間割増償却**できます

※ 改正輸出促進法が施行してからスタート

### ■対象となる者

輸出事業計画の認定を受けた事業者

### ■支援内容

輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

- ① **機械装置は30%**
- ② **建物及びその附属設備並びに構築物は35%** の割増償却を5年間行う

### ■対象機械装置等の要件

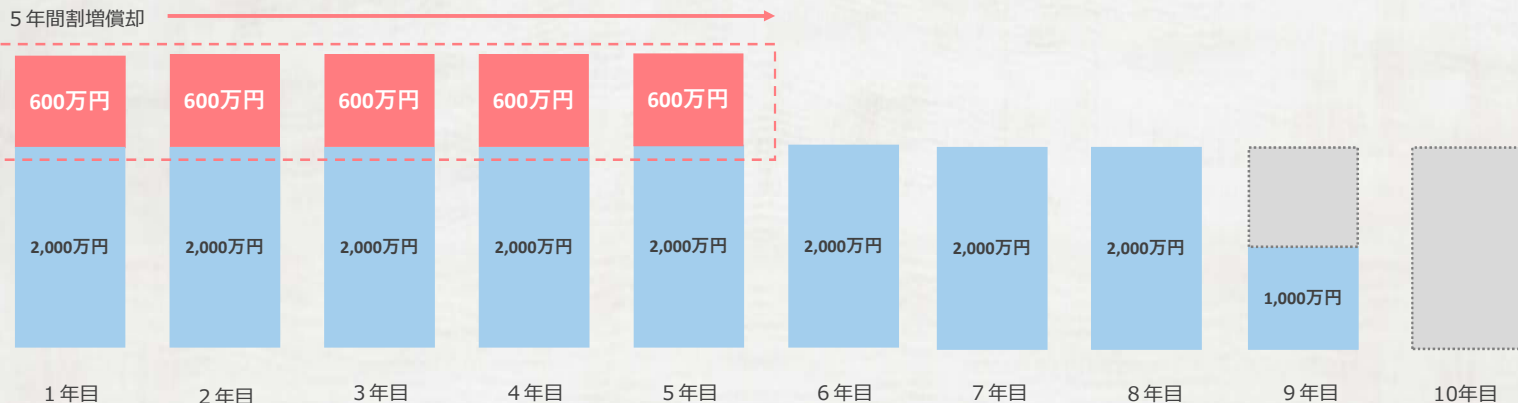
- 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

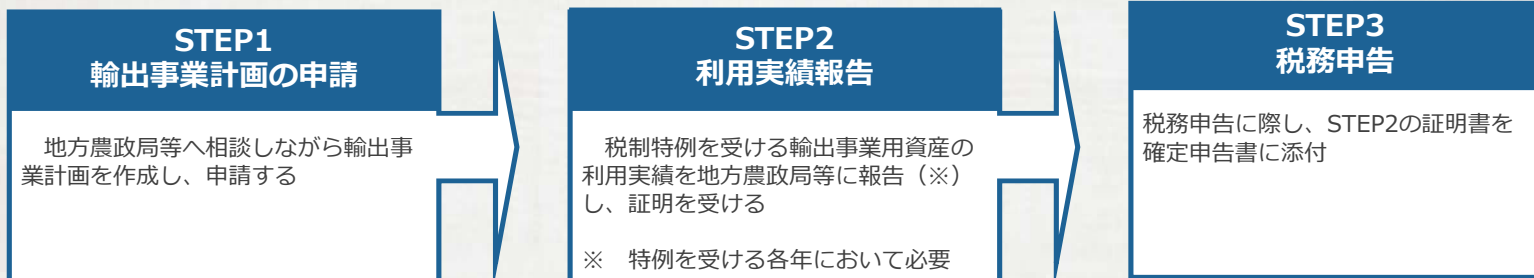
### ■活用の効果

(例) 2億円の製造用設備を導入した場合(耐用年数10年、定額法で試算)



5年間にわたって経費(損金)が増加し、利益が抑えられるため、所得税(法人税)の負担が軽減

### ■申請の流れ



### ■お問い合わせ

東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 TEL: 022-221-6402

# みどり投資促進税制

## 制度概要

計画認定制度に基づき環境負荷低減に資する設備等を整備する場合に特別償却ができます

※ みどりの食料システム法が施行してからスタート

### ■対象となる者

生産者、広域的に生産資材の供給を行う事業者

### ■支援内容

計画認定制度に基づき環境負荷低減に資する設備等を取得した場合、機械等は32%、建物等は16%の特別償却

### ■対象設備等

#### 生産者の場合

- ・慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等（土壌センサ付可変施肥田植機等）
- ・その他、環境負荷低減事業活動の取組に必要な設備等（水田除草機、色彩選別機等）

#### 広域的に生産資材の供給を行う事業者の場合

- ・化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等（堆肥の広域流通に資するペレタイザー等）

### ■活用の効果

（例）取得価額700万円の機械を導入した場合（耐用年数7年、定額法で試算）



初年度の経費（損金）が増加し、利益が抑えられるため、所得税（法人税）の負担が軽減

### ■お問い合わせ

農林水産省 大臣官房 バイオマス政策課 TEL : 03-3502-8111(内線3292)



# 農協等が共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例

## 制度概要

農協等が国の補助金や日本金融政策公庫の融資等を受けて共同利用施設を取得する場合、**不動産取得税・固定資産税・事業所税**において**税制優遇措置**が適用されます

### ■対象となる者

農業協同組合、農事組合法人 等

### ■支援内容

税の種類	対象となる取得方法			特例の内容
	国の補助金・交付金	農業近代化資金	日本政策金融公庫資金	
不動産取得税	×	○	○	課税標準が、取得価額に対する貸付金額の割合をもとに計算した <b>一定額を、価格から控除</b> した額となる※ <sup>1</sup>
固定資産税※ <sup>2</sup>	○	○	○	課税標準が、 <b>3年度分において、価格の1/2</b> となる※ <sup>3</sup>
事業所税	○	○	○	<b>非課税</b> となる

※<sup>1</sup> 令和5年3月31日までに取得する必要がある。また、貸付金額の割合が1/2を超える場合は、当該割合を1/2とみなす

※<sup>2</sup> 1月末までに償却資産申告をする必要がある

※<sup>3</sup> 補助金または交付金により機械・装置を取得する場合は、500万円以上の交付を受け、かつ取得価額が330万円/台・基以上であること。  
また、対象制度資金により機械・装置を取得する場合は、令和5年3月31日までに取得し、かつ取得価額が330万円/台・基以上であること

### ■対象設備

**共同利用施設**：農協等が設置する、農業者が共同利用するための農産物等の生産・加工・販売施設

(例) 米の乾燥・貯蔵施設、野菜の加工施設、鶏卵の集出荷施設 等

### ■活用の効果

(例) **不動産取得税の税制特例**を活用し、4億円の共同利用施設を取得する場合

税制	取得方法	家屋評価額	課税標準額	不動産取得税額
活用なし	全額自己資金	4億円×70%(家屋評価割合) =2.8億円	2.8億円	2.8億円×4%= <b>1,120万円</b>
活用する	制度資金制度 3億円 自己資金 1億円	同上	2.8億円×1/2= <b>1.4億円</b>	1.4億円×4%= <b>560万円</b>

節税効果  
560万円

### ■お問い合わせ

〈補助金・交付金〉	農林水産省農産局総務課生産推進室	TEL：03-3502-8111(内線4717)
	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室	TEL：03-3502-8111(内線5206)
〈農業近代化資金〉	農林水産省金融調整課経営・災害金融G	TEL：03-3502-8111(内線5132)
〈日本政策金融公庫〉	農林水産省経営局金融調整課政策金融G	TEL：03-3502-8111(内線5243)
〈償却資産申告について〉	鶴岡市役所 課税課	TEL：0235-35-1178

# 農協等向け新規就農者税制

## 制度概要

農協等が機械施設や農業用ハウスを取得し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その固定資産税が軽減されます

## ■対象となる者

農業協同組合、農事組合法人 等

## ■支援内容

農協等が一定の償却資産を取得し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、5年度分に限り、固定資産税の課税標準が3分の2に軽減

## ■対象設備

償却資産	取得価額等要件	備考
機械装置	30万円以上～330万円以下	・いずれも1つ当たりの価格
器具備品	30万円以上～600万円以下	
建物付属設備	30万円以上～600万円以下	
構築物	30万円以上～2,000万円以下	

## ■活用方法 ※ STEP1～3は順不同

### STEP1：償却資産の取得

農協等が償却資産を取得し、新規就農者とリース契約などの契約を締結する

### STEP2：青年等就農計画の認定

新規就農者が市に青年等就農計画の認定申請を行い、市は審査の上認定する

### STEP3：人・農地プランの話合い～公表

人・農地プランに係る話合いにおいて、新規就農者を中心経営体として位置付け、市はその話合いの結果について公表する

### STEP4：償却資産申告

償却資産申告に際して、納税書類に契約書の写しを添付し、市課税課へ提出する

### STEP5：市による確認

市は、当該契約書の償却資産の利用者が、認定新規就農者かつ人・農地プランにおける中心経営体に位置付けられていることについて確認する

## ■適用期間

R6.3.31までに取得し、かつ、利用させるものが対象

## ■お問い合わせ

〈税制について〉

農林水産省 経営局 就農・女性課

TEL：03-3502-6469

〈償却資産申告について〉

鶴岡市役所 課税課

TEL：0235-35-1178

# 中小企業向け賃上げ促進税制

## 制度概要

中小企業者等が前年度より**給与等を増加**させた場合、その**増加額の最大40%**を所得税（法人税）から**控除**できます

## ■対象となる者

- ① 常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**（農業者含む）
- ② 資本金（もしくは出資金）が**1億円以下の法人**
- ③ 資本金（もしくは出資金）を有しない法人のうち常時使用する従業員数が**1,000人以下の法人**

※ 農業協同組合、農事組合法人も対象

## ■支援内容及び要件

従業員への給与等を増加した場合、**増加した給与等総額の一部**を所得税（法人税）から**最大40%控除**

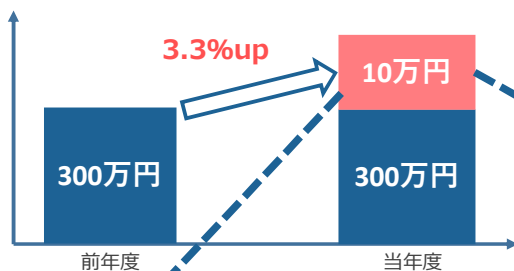
※ 税額控除は当該年度の所得に対する所得税（または法人税）の20%が上限

### 必須要件

前年度比で、**雇業者給与等支給額**(※)が**2.5%(1.5%)以上増加**

⇒ **30%(15%)税額控除**

(例) 給与を3.3%増加



10万円×30% = **3万円を控除**

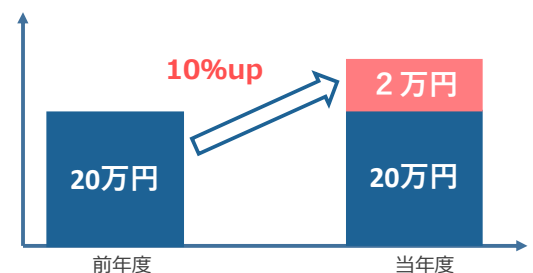
※ 適用年度の金額の計算上、損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額

### 追加要件

必須要件に加えて、前年度比で、**教育訓練費が10%以上増加**

⇒ 左記の割合 + **10%税額控除**

(例) 給与引上げに加えて、教育訓練費を10%増加



10万円×40% = **4万円を控除**

さらに!

## ■対象年度

R4.4.1からR6.3.31までの間に開始する各事業年度

## ■お問い合わせ

中小企業税制サポートセンター TEL : 03-6281-9821



# 農地に係る贈与税／相続税納税猶予制度

## 贈与の場合

農業の用に供されている農地の全部を、後継者に一括して贈与した場合、**後継者に課税される贈与税の納税が猶予**され、贈与者または受贈者のいずれかが**死亡した際は納付が免除**されます

### ■対象となる者

個人農業者

### ■要件

#### 先代経営者の要件

- 対象となる農地等を一括して贈与すること
- 農地等の贈与日まで引き続き3年以上農業を営んでいること

#### 後継者の要件

- 贈与者の推定相続人であること
- 次の全てに該当することについて、農業委員会からの証明を受けていること
  - 18歳以上である
  - 受贈日までに引き続き3年以上農業に従事していた
  - 受贈後、速やかに農業経営を行うこと
  - 証明時に担い手になっていること

### ■支援内容

**後継者に課税される贈与税が納税猶予**（贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した場合に贈与税は免除）

## 相続の場合

相続または遺贈により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格を超える部分にかかる**相続税が一定の要件のもとに猶予**され、相続人が**死亡した際は納付が免除**されます

### ■対象となる者

個人農業者

### ■要件

#### 先代経営者の要件

- 死亡の日まで農業を営んでいた者
- 生前一括贈与をした者
- 死亡の日まで特定貸付け等を行っていた者

#### 後継者の要件

- 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- 生前一括贈与を受けた受贈者
- 相続税の申告期限までに特定貸付け等を行った者

### ■支援内容

**相続税のうち、農業投資価格※を超える部分が納税猶予**（相続人が死亡した場合等に納税は免除）

※ 農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされたとした場合に通常成立すると認められる価格として、国税局長が決定した価格（20万円～90万円程度／10a）

### ■お問い合わせ

鶴岡市農業委員会事務局 TEL：0235-64-5868（直通）

# 個人版事業承継税制

## 制度概要

後継者が特定事業用資産を贈与または相続により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合に、その**特定事業用資産に係る贈与/相続税**について、一定の要件のもと**納税を猶予**されます。  
また、後継者の死亡等により、猶予されている贈与/相続税の納付が免除されます。

## ■対象となる者

**個人事業主**（農業者含む）

### 先代経営者の要件

- ・ 贈与または相続年を含め、3年間青色申告を提出していたこと
- ・ 贈与または相続の前年の農業総収入金額が、ゼロを超えること
- ・ 贈与の場合、認定申請時まで農業について廃業の届出書を提出していること

など

### 後継者の要件

- ・ 贈与または相続により、事業用資産の全てを取得していること
- ・ 青色申告の承認を受けていること
- ・ 農業について開業の届出書を提出していること
- ・ 贈与の場合、20歳以上であり、農業に3年以上従事していること
- ・ 相続の場合、相続開始直前に農業または同種の事業に従事していること

など

## ■支援内容

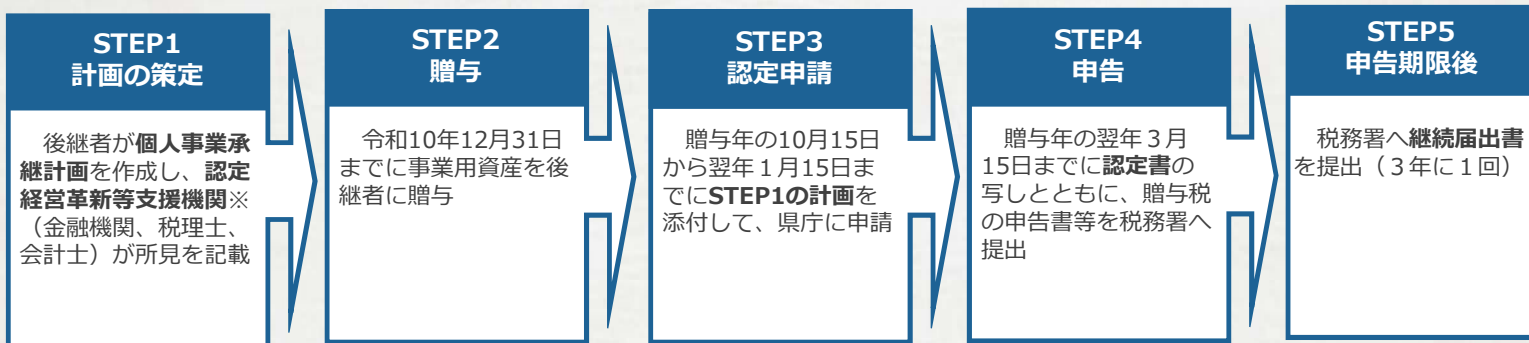
後継者が、経営承継円滑化法の認定を受け、先代から**特定事業用資産を承継**した際の**贈与/相続税の納税が猶予**

## ■対象となる事業用資産（特定事業用資産）

事業用資産	備考
土地(農地等除く)	400㎡までの部分
建物	800㎡までの部分
車両・運搬具	トラック等

事業用資産	備考
機械・器具備品	トラクター、自動計量器等
生物	樹木、乳牛等の償却資産
無形償却資産	特許等

## ■活用方法（贈与の場合）



※ 中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業支援機関等

## ■適用期間

「個人事業承継計画」はR6.3.31まで提出可能

## ■お問い合わせ

山形県庁産業労働部 産業創業振興課スタートアップ推進室 TEL：023-630-2708

# 法人版事業承継税制

## 制度概要

後継者が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与または相続により取得した場合、その**非上場株式に係る贈与／相続税**について、一定の要件のもと**納税を猶予**されます。  
また、後継者の死亡等により、猶予されている贈与／相続税の納付が免除されます。

## ■対象となる者

**非上場の中小企業**（農業法人の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下であること）

## ■支援内容

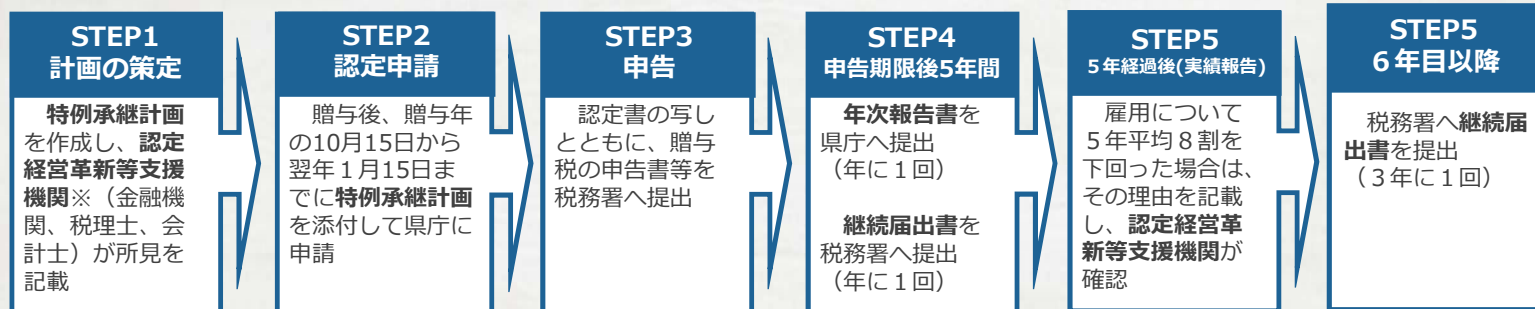
後継者が先代（中小企業経営者の方）から**自社株式を承継**した際に課される**贈与／相続税の納税が猶予**

※ 従来の制度から大幅に拡充された「特例措置」は、令和9年12月31日まで活用可能

（参考）特例措置の拡充内容

項目	特例措置 ※R9.12.31まで活用可能	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出	なし
対象株式	全株式	最大2/3
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみ対象	複数の株主から1人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみ対象
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要

## ■活用方法（特例措置を活用した贈与の場合）



※ 中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業支援機関等

## ■適用期間

「特例承継計画」はR6.3.31まで提出可能

## ■お問い合わせ

山形県庁産業労働部 産業創業振興課スタートアップ推進室 TEL：023-630-2708





# 農業経営に役立つ税制パンフレット

令和4年6月発行

鶴岡市役所農林水産部農政課

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

TEL : 0235 - 35 - 1295 (ダイヤルイン)

※ 個別の制度内容については、各ページに掲載のお問い合わせにご連絡ください